

国保税の減免

(新型コロナウイルス感染症関連)



受付開始

6/21 (火)

※税務課窓口にて
ご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国では経済対策の一環として国保税の減免について予算措置されました。国の動向を受け、村では昨年を引き続き、国民健康保険税の減免制度を実施します。

【対象要件】

◇令和3年中の所得について申告等をされている方

[一部減額] 新型コロナウイルス感染症により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯の方で次の

①～③の要件全てに該当する方

○世帯の主たる生計維持者（世帯主）の収入状況

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和4年の収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計が400万円以下であること

[全額免除] 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

【手続きに必要なもの】

- ①印かん
- ②本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）
- ③令和4年の世帯主の収入がわかる書類（世帯主の収入状況に限る）
例）給与明細書や事業収入（売上）が概ね確定している直近までの帳簿など
- ④令和3年の世帯の収入がわかる書類（世帯全員分[源泉徴収票、確定申告書の写しなど]）
- ⑤保険金、損害賠償などにより補填される場合は、その金額がわかる書類
※全額免除対象者は、死亡診断書、医師の診断書等、その他これに類する書類。
※事業の廃止、失業の場合は、退職証明書、個人事業の開業・廃業等届出書その他これに類する書類。

【計算方法】

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times (D)$$

減免対象の保険税額 (A × B / C)

- A：令和4年度の国保税額
(令和3年度の国保税額の一部[納期がR4.4.1以降のものに限る。])
- B：世帯主の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額
- C：世帯の令和3年の所得の合計額 (※)
- (※) 世帯主（国保以外も含む）及び世帯の国保被保険者の合計所得額

所得の合計額に応じた減免割合 (D)

- 世帯主の令和3年における所得の合計額が、
- 300万円以下の場合：100%
 - 400万円以下の場合：80%
 - 550万円以下の場合：60%
 - 750万円以下の場合：40%
 - 1,000万円以下の場合：20%
- ※世帯主が事業等の廃止や失業の場合、令和3年の所得合計額にかかわらず、対象保険税の100%で算定。



世帯主の所得または世帯全体の所得の令和3年の所得が0円以下の場合には減免対象外

真狩村役場 税務課税務係
住民課医療保険係

裏面に具体例がありますので、ご確認ください

【減免額の計算例】

令和3年の所得 令和4年度国保税額 298,400円・・・減免前（本来の負担すべき額）



夫（世帯主・50歳） 営業所得 130万円（売上600万円－経費470万円を想定）

※夫の収入が令和3年比で30%以上減少する見込みがある
（年間売上見込額が420万円以下に減少）



妻（45歳） 給与所得 95万円（給与収入150万円に相当）

【保険税の減免額】

298,400円（世帯の保険税額）×130万円（影響ある世帯主の所得）÷225万円（世帯の所得）×10分の10※＝172,500円※令和2年の世帯主の所得合計が300万円以下区分に該当(130万円)のため、全部（10/10）が免除。

【令和4年度の保険税】

世帯主が負担すべき保険税額 **125,900円**・・・減免後（令和4年度の実際の納付額）
[本来の保険税額 298,400円－減免された額 172,500円]

【Q&A】

Q1：具体的にどういう方が、減免を受けられますか？

A1：令和4年中の収入見込みが30%以上の減額が見込まれる世帯主を対象としています。

一部減額の対象者は、世帯主の令和3年中の収入から、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた令和4年の事業収入や給与収入の減額がある方（**商店、飲食店、国保の給与収入者等**）を想定しています。

一部減額の範囲は、対象保険税に令和3年所得にかかる世帯の合計所得に占める世帯主の影響を受ける所得の割合を乗じ、更に、算定区分の所得階層により20%～100%を乗じた結果を減額します。

全額免除の対象者は、ほとんど対象者を想定しておりません。新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡、又は重篤な傷病を負った状況であることが要件になるからです。

Q2：手続きをしないと、減免対象にならないのでしょうか？

A2：減免の承認を受けるためには、役場で手続き（申請）が必須です。

手続きをしないと、対象要件を満たしていても、減免は受けられません。

直近（令和4年）の収入状況がわかる書類など必要書類を持参して手続きしてください。
細かい収入の状況など、申請者への聞き取りも実施します。

Q3：新型コロナウイルスに関連しない収入減少も今回の減免措置の対象になるの？

A3：対象になりません。あくまで新型コロナウイルス感染症の影響を直接的、又は間接的に受けたことによる収入減少に限ります。懲戒解雇や昨年の離職により収入減少した場合は、対象外です。

【問い合わせ】

真狩村役場 税務課税務係

住民課医療保険係

☎ 0136-45-3611（税務課直通）